

◆介護保険事業

1、介護保険料について

第2期介護保険事業計画を基にするとともに、介護サービス給付状況も踏まえて平成17年度から統一した保険料を設定します。

2、納期について

平成17年度から、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6期徴収とし、納期限は各月末日（ただし12月は25日）とします。

3、納付書について

納付書発送は郵送とし、口座振替日は平成17年度から每期その月の末日とします。
なお、口座振替取扱い期間は下記の金融機関です。

・肥後銀行 ・熊本ファミリー銀行 ・熊本県信用組合・阿蘇農業協同組合 ・郵便局

4、保険給付（居宅・施設サービス）について

今までどおりの介護サービスが利用できます。

合併することにより、提供可能なサービス量が増えることが見込まれますので、内容の充実が図られます。

◆国民健康保険事業

1、国民健康保険税について

(1)課税方式

所得割・均等割・平等割の3方式とします。

(2)税率

平成17年3月31日までは今までどおりです。その後の税率は平成17年8月に決定します。

2、保険給付（療養の給付、療養費、葬祭費等）について

今までどおりです。

3、保健事業について

(1)鍼灸券の交付について

15歳以上の方を対象とし、申請により年間20枚を交付します。

(2)検診や健康教室などについて

検診や健康教室は継続の方向で検討をしています。家庭常備薬配付、無受診世帯表彰、イベント助成等については廃止の予定です。

4、保険証について

平成17年2月下旬から地域の公民館などへ出向いて、新市の保険証の交付を行います。

最初の保険証の有効期限は平成17年3月1日から平成17年7月31日までの5ヶ月間となっています。これより後は保険証の有効期限は毎年8月1日から翌年の7月31日までとなります。

◆税務関係

1、各税目の納期について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税			1期		2期		3期		4期			
固 定 資 産 税		1期		2期		3期		4期				
軽 自 動 車 税		全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

※納期限の日は各納期月の末日とし、12月のみ25日となります。

※市県民税、固定資産税、軽自動車税の税率は従来どおりです。ただし、税法の改正があると税額が変わることがあります。

※国民健康保険税の賦課方式が3方式に変更になります。（所得割・均等割・平等割）

2、入湯税について

(1)納税義務者

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課することになります。

(2)税率

宿泊客1人 150円、日帰客1人 30円、高校生1人1泊 30円